

官報 号外

平成二十五年五月二十九日

○第百八十三回国 参議院会議録第二十四号

平成二十五年五月二十九日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十四号

平成二十五年五月二十九日

午前十時開議

- 第一 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(平田健二君) これより会議を開きます。

日程第一 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。文教科学委員

平成二十五年五月二十九日 参議院会議録第二十四号

長丸山和也君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔丸山和也君登壇、拍手〕

○丸山和也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争について、原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手続の利用に係る時効の中断の特例について定めようとするものであります。

本委員会におきましては、損害賠償請求権の時効消滅に係る懸念、紛争解決センターの人的体制拡充に向けた取組、和解仲介手続の打ち切りに当たって被害者に配慮した運用を行う必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百九十四

賛成

百九十四

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 日程第二 道路法等の一部を改正する法律案

日程第三 港湾法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。国土交通委員

長石井準一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○石井準一君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、道路法等の一部を改正する法律案は、大規模災害発生の可能性及び道路の老朽化を踏まえた道路の適正な管理を図るため、防災上重要な道路において占用を制限できること、道路劣化の要因となる大型車両の通行を特定の道路に誘導する制度を創設すること等の措置を講じようとするものであります。

次に、港湾法の一部を改正する法律案は、非常災害時における船舶交通の確保に資するよう、国が障害物を迅速に除去できる航路を定めること、海上運送の効率化に資するばら積み貨物の輸入拠点を形成するため、港湾施設整備等に係る協定制度を創設すること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、両法律案により防災・減災対策に期待される効果、道路構造物の維持、修繕を担う官民における人材の確保、育成策、ばら積み貨物の海上輸送の効率化及び船舶の大型化への対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、両法律案に対してそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。

まず、道路法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百九十四

賛成

〇

反対

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案、道路法等の一部を改正する法律案外一件

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 次に、港湾法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時八分散会

出席者は左のとおり。

議長

副議長

田村 智子君 山田 太郎君
吉田 忠智君 川崎 稔君
紙 智子君 藤巻 幸夫君
真山 勇一君 山内 徳信君
大門実紀史君 行田 邦子君
福島みずほ君 又市 征治君

安井美沙子君 井上 哲士君
中西 健治君 松田 公太君
吉川 沙織君 金子 洋一君
山下 芳生君 寺田 典城君
柴田 巧君 加賀谷 健君
藤谷 光信君 林 久美子君
市田 忠義君 川田 龍平君
加藤 敏幸君 柳澤 光美君
小野 次郎君 水野 賢一君
増子 輝彦君 江口 克彦君
櫻井 充君 福山 哲郎君
藤原 正司君 郡司 彰君
浜田 和幸君 小川 敏夫君
自見庄三郎君 尾辻かな子君
小西 洋之君 樽井 良和君
大野 元裕君 石橋 通宏君
徳永 エリ君 西村まさみ君
田城 郁君 斎藤 嘉隆君
金子 恵美君 中谷 智司君
川合 孝典君 牧山ひろえ君
藤末 健三君 蓮 舫君
前川 清成君 尾立 源幸君
大久保 勉君 小見山幸治君
那谷屋正義君 白 眞勲君
小林 正夫君 岩本 司君
松井 孝治君 広田 一君
一川 保夫君 柳田 稔君
池口 修次君 興石 東君
直嶋 正行君 水岡 俊一君
玉置 一弥君 北澤 俊美君
片山虎之助君 江島 潔君
横峯 良郎君 中山 恭子君
片山さつき君 松本 新平君
江崎 孝君 有田 獎二君
石井 浩郎君 磯崎 仁彦君
岩井 茂樹君 福木 利治君

武内 則男君 大河原雅子君
相原久美子君 赤石 清美君
青木 一彦君 長谷川大紋君
足立 信也君 津田弥太郎君
芝 博一君 北川イツセイ君
小泉 昭男君 末松 信介君
中川 雅治君 山根 隆治君
谷 博之君 羽田雄一郎君
山谷えり子君 藤井 基之君
野上浩太郎君 岡田 広君
前田 武志君 田中 直紀君
江田 五月君 尾辻 秀久君
鴻池 祥肇君 小坂 憲次君
山東 昭子君 佐藤 正久君
若林 健太君 荒井 広幸君
佐藤ゆかり君 渡辺 猛之君
藤川 政人君 長谷川 岳君
外添 要一君 上野 通子君
宇都 隆史君 熊谷 大君
高階恵美子君 中西 祐介君
中原 八一君 丸山 和也君
牧野たかお君 古川 俊治君
西田 昌司君 大家 敏志君
塚田 一郎君 佐藤 信秋君
石井みどり君 二之湯 智君
野村 哲郎君 松村 祥史君
岡田 直樹君 水落 敏栄君
川口 順子君 有村 治子君
宮沢 洋一君 関口 昌一君
脇 雅史君 岩城 光英君
磯崎 陽輔君 松山 政司君
鈴木 政二君 谷川 秀善君
松村 龍二君 中曾根弘文君
溝手 顕正君 岸 宏一君
吉田 博美君 山崎 力君
竹谷とし子君 はた ともこ君
舟山 康江君 横山 信一君

国務大臣

文部科学大臣 下村 博文君
国土交通大臣 太田 昭宏君

石川 博崇君 谷 亮子君
三原じゅん子君 山本 博司君
谷合 正明君 平山 誠君
石井 準一君 浜田 昌良君
山本 香苗君 渡辺 孝男君
藤原 良信君 亀井亜紀子君
猪口 邦子君 福岡 資麿君
加藤 修一君 荒木 清寛君
長沢 広明君 主濱 了君
佐藤 公治君 谷岡 郁子君
加治屋義人君 鶴保 庸介君
世耕 弘成君 松 あきら君
西田 実仁君 魚住裕一郎君
広野ただし君 森 ゆうこ君
金子原二郎君 衛藤 晟一君
白浜 一良君 山口那津男君
草川 昭三君

議長

議長(平田健二君) 一昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

江崎 孝君

補欠

高橋 千秋君

法務委員

辞任

山本 一太君

補欠

有村 治子君

財政金融委員

辞任

石井みどり君

補欠

林 芳正君

竹谷とし子君

山本 博司君

文教科学委員 辭任 山本 博司君 補欠 竹谷とし子君 厚生労働委員 辭任 武見 敬三君 補欠 長谷川 岳君 林 芳正君 石井みどり君 農林水産委員 辭任 一川 保夫君 補欠 徳永 久志君 加治屋義人君 長谷川 岳君 武見 敬三君 経済産業委員 辭任 高橋 千秋君 補欠 江崎 孝君 環境委員 辭任 徳永 久志君 補欠 一川 保夫君 国家基本政策委員 辭任 高階恵美子君 補欠 石井 浩郎君 予算委員 辭任 徳永 エリ君 補欠 難波 獎二君 岩井 茂樹君 武見 敬三君 藤川 政人君 塚田 一郎君 決算委員 辭任 西村まさみ君 補欠 安井美沙子君 武見 敬三君 塚田 一郎君 藤川 政人君 議院運営委員 辭任 難波 獎二君 補欠 徳永 エリ君 安井美沙子君 西村まさみ君 石井 浩郎君 高階恵美子君	政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員 辭任 江崎 孝君 補欠 梅村 聡君 鈴木 寛君 藤末 健三君 田城 郁君 藤田 幸久君 津田弥太郎君 辻 泰弘君 赤石 清美君 岡田 広君 高階恵美子君 西田 昌司君 三原しゅん子君 山東 昭子君 同日議員から次の議案が提出された。 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案 (小野次郎君外七名発議)(参第八号) 同日議長は、次の内閣提出案を法務委員会に付託した。 刑法等の一部を改正する法律案(関法第三十七号) 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(関法第三十八号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。 電波法の一部を改正する法律案(関法第二十五号) 総務委員会に付託 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案(関法第三十六号) 経済産業委員会に付託 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(関法第六十一号) 環境委員会に付託 同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 十一か国とのTPP事前交渉に関する質問主意書(又市征治君提出)(第一〇四号) 医薬品のインターネット販売に関する質問主意書(蓮舂君提出)(第一〇五号)	政府・拉致問題対策本部ホームページに関する質問主意書(有田芳生君提出)(第一〇六号) 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律 同日議長は、ミハイル・ミコフ・ブルガリア共和国国民議会議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。 昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辭任 中西 祐介君 補欠 橋本 聖子君 総務委員 辭任 高橋 千秋君 補欠 江崎 孝君 山根 隆治君 牧山ひろえ君 衛藤 晟一君 青木 一彦君 寺田 典城君 行田 邦子君 主濱 了君 はた ともこ君 法務委員 辭任 加治屋義人君 補欠 長谷川 岳君 国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの 国会法第四十二條第三項の規定によるもの 外交防衛委員 辭任 宇都 隆史君 補欠 佐藤 信秋君 財政金融委員 辭任 山本 博司君 補欠 竹谷とし子君 文教科学委員 辭任 石井 浩郎君 補欠 武見 敬三君 上野 通子君 牧野たかお君	熊谷 大君 橋本 聖子君 竹谷とし子君 石井みどり君 中西 祐介君 山本 博司君 厚生労働委員 辭任 大久保潔重君 補欠 小見山幸治君 牧山ひろえ君 石井みどり君 熊谷 大君 長谷川 岳君 石井 浩郎君 行田 邦子君 寺田 典城君 農林水産委員 辭任 徳永 久志君 補欠 一川 保夫君 武見 敬三君 長谷川 岳君 経済産業委員 辭任 江崎 孝君 補欠 高橋 千秋君 塚田 一郎君 牧野たかお君 はた ともこ君 主濱 了君 国土交通委員 辭任 佐藤 信秋君 補欠 宇都 隆史君 環境委員 辭任 一川 保夫君 補欠 徳永 久志君 小見山幸治君 青木 一彦君 衛藤 晟一君 塚田 一郎君 中原 八一君 予算委員 辭任 難波 獎二君 補欠 徳永 エリ君 徳永 エリ君 補欠 難波 獎二君 加治屋義人君 議院運営委員 辭任 長谷川 岳君
---	--	--	--

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

辞任 補欠
岡崎トミ子君 石橋 通宏君

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠
橋本 聖子君 渡辺 猛之君

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任 補欠
藤末 健三君 鈴木 寛君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠
大島九州男君 田城 郁君

白浜 一良君 石川 博崇君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外交防衛委員会

理事 宇都 隆史君 (宇都隆史君の補欠)

厚生労働委員会

理事 高階恵美子君 (中村博彦君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

地方自治法の一部を改正する法律案(江崎孝君外七名発議)(参第九号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第五九号)

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案(閣法第四六号)

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第四一七号)

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案(閣法第六二二号)

株式会社海外需要開拓支援機構法案 閣法第三二二号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを災害対策特別委員会に付託した。

災害対策基本法等の一部を改正する法律案(閣法第五六号)

大規模災害からの復興に関する法律案(閣法第五七号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

総合特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託した。

民法の一部を改正する法律案(前川清成君外六名発議)(参第六号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案(閣法第六八号) 審査報告書

道路法等の一部を改正する法律案(閣法第三三三号) 審査報告書

港湾法の一部を改正する法律案(閣法第三四号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

八ッ場ダム本体関連工事に関する質問主意書(大河原雅子君提出)(第一〇七号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員加賀谷健君提出向精神薬の子どもへの投与に関する質問に対する答弁書(第一〇三二号)

同日内閣から、左記の者を人事官に任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記 (四月一日任期満了の篠塚英子の後任)

同日内閣から、左記の者を検査官に任命したいので、会計検査院法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記 (五月十日定年退官の山浦久司の後任)

同日内閣から、左記の者を預金保険機構理事に任命したいので、預金保険法第二十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記 (九月七日任期満了による再任)

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第三十一条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記 (六月十九日任期満了による再任)

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記 (同日任期満了の澤登久子の後任)

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記 (同日任期満了の竹中ナミの後任)

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記 (同日任期満了による再任)

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記 (同日任期満了による再任)

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記 (八月十四日任期満了による再任)

品田 充儀

中嶋士元也

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会公益委員に任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記 (六月十四日任期満了による再任)

森田 朗

野口 晴子

同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記 (六月二十二日任期満了による再任)

西島 幸夫

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七條の規定に基づく「高

原国際平和協力業務の実施の結果の報告を受領した。

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七條の規定に基づく「ハイチ国際平和協力業務の実施の結果の報告を受領した。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三條の規定に基づく「平成二十四年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成二十五年度交通安全施策に関する計画」についての報告を受領した。

審査報告書

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年五月二十八日

文教科学委員長 丸山 和也

参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争について原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手続の利用に係る時効の中断の特例について定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、東京電力福島第一原子力発電所事故の被害の特性に鑑み、東日本大震災に係る原子力損害の賠償請求権については、全ての被害者が十分な期間にわたり賠償請求権の行使が可能となるよう、平成二十五年年度中に短期消滅時効及び消滅時効・除斥期間に関して、法的措置の検討を含む必要な措置を講じること。

二、損害賠償請求に至っていない被害者を把握するため、東京電力株式会社が行う損害賠償手続及び原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介手続等について一層の周知徹底を図ること。

三、原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介

を打ち切るに当たっては、被害者がその後に行う訴えの提起の行使が実務上可能となるよう運用上、特段の配慮を行うこと。

四、政府は、東京電力株式会社に対して、全ての被害者に対する損害賠償につき、適切な指導・監督を行うこと。

右決議する。

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年五月二十一日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 平田 健二殿

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により生じた原子力損害・原子力発電所の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百七号)第二条第二項に規定する原子力損害をいう。)(の賠償に関する紛争をいう。))について原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介(次条において単に「和解の仲介」という。))の手続の利

用に係る時効の中断の特例について定めるものとする。

(時効の中断)

第二条 原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合(当該打ち切りが政令で定める理由により行われた場合に限る。))において、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該和解の仲介の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があつたものとみなす。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

道路法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年五月二十八日

国土交通委員長 石井 準一

参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大規模な災害の発生の可能性及び道路の老朽化を踏まえた道路の適正な管理を図るため、防災上重要な道路において占用を制限できることとするともに、道路の劣化の要因となる大型車両の通行を特定の道路に誘導する制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法律施行に伴い、平成二十五年年度社会資本整備事業特別会計予算(道路整備勘定)において、三億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 社会資本の老朽化が今後急速に進行することに鑑み、道路構造物等の公共施設の現状を適確かつ迅速に把握すること。特に、防災上重要な施設等への点検・修繕等、真に必要な対策に重点化して、早急に対応するよう努めること。

二 道路の効率的かつ効果的な維持管理を実施できるよう、道路の維持・修繕に関する技術的基準に係る政令を早期に制定するとともに、点検を含めた維持・修繕が適確に実施できるよう、通達、点検要領、マニュアル等については見直し・拡充を行い、その周知徹底を図ること。あわせて、高規格幹線道路等の重要な幹線道路等について、点検の実施や長寿命化修繕計画の策定及び実施の状況を、国においても定期的に把握するよう努めること。また、国による施設管理データの一元的な把握・蓄積により、各道路管理者の実施する点検に係る情報や不具合情報等を国及び地方公共団体が共有し、効率的な維持管理を推進すること。

三 効率的な維持管理・更新を図る上で技術開発の促進が重要であることに鑑み、国等の研究機関の機能を強化するとともに、民間で開発された新技術や新材料等について、その普及が促進されるよう、国による評価や認証制度を充実すること。

四 道路の維持管理・更新を適切に実施するため、地方公共団体に対する財政的及び技術的支援を講ずるとともに、維持管理等に係る行政職員の人員、技術力の確保に加え、現場作業に従事する建設産業の人材確保・育成等を進めると。また、地方道における国による代行工事を実施するに当たり、地元建設企業に対する受注機会の確保に努めること。

五 緊急輸送道路だけでなく避難路等においても、必要に応じ、電柱等に係る道路占用の禁止又は制限区域の指定や電線管理者への無利子貸付け等により無電柱化を積極的に推進し、歩道の整備やバリアフリー化と併せて、災害時の円滑な輸送・避難を確保すること。
右決議する。

道路法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十五年五月十五日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 平田 健二殿

道路法等の一部を改正する法律案
道路法等の一部を改正する法律

(道路法の一部改正)

第一条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十八条の二」に、「第四十七条の五」を「第四十七条の六」に、「第四十七条の六」を「第四十七条の七」に改める。

第十七条第六項中「第四項まで」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の改築又は修繕に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する都道府県道又は市町村道(地域における安全かつ円滑な交通の確保のために適切な管理の必要性が特に高いと認められるものに限る。)を構成する施設又は工作物のうち政令で定めるものの改築又は修繕に関する工事(高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施する

ことが適当であると認められるものに限る。)を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。
第二十二條の次に次の一條を加える。

(維持修繕協定の締結)

第二十二條の二 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため災害の発生時において道路管理者以外の者が道路の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定めておく必要があると認めるときは、その管理する道路について、道路の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者(第二号において「維持修繕実施者」という。)との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下この条において「維持修繕協定」という。)を締結することができる。

一 維持修繕協定の目的となる道路の区域(次号において「協定道路区域」という。)

二 維持修繕実施者が道路の損傷の程度その他の道路の状況に応じて協定道路区域において行う道路の維持又は修繕に関する工事の内容

三 前号の道路の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法

四 維持修繕協定の有効期間

五 維持修繕協定に違反した場合の措置

六 その他必要な事項
第二十四條中「第十七條第四項」の下に「若しくは第六項を加え、」第二十二條を「第二十二條の二」に改める。

第二十七條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、第十七條第六項の規定により都道府県道又は市町村道を構成する施設

又は工作物の改築又は修繕に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。
第三章第一節中第二十八條の次に次の一條を加える。

(協議会)

第二十八條の二 交通上密接な関連を有する道路(以下この項において「密接関連道路」という。)の管理を行う二以上の道路管理者は、密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 関係地方公共団体

二 道路の構造の保全又は安全かつ円滑な交通の確保に資する措置を講ずることができる者

三 その他協議会が必要と認める者

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三十七條第一項中「ふくそうする道路又は幅員をふくそうする道路若しくは幅員」に改め、「図るため」の下に「又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため」を加える。

第三十九條第一項ただし書中「で政令で定めるもの」を削る。

第四十二條に次の一項を加える。

3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

第四十七條の二に見出しとして「限度超過車両の通行の許可等」を付し、同条第一項中「附して」を「付して」に、「こえる車両を」を「超える車両(次条第一項及び第七十二條の第二項において「限度超過車両」という。)」に改める。
第四十七條の十を第四十七條の十一とし、第四十七條の六から第四十七條の九までを一條ずつ繰り下げる。

第三章第四節中第四十七條の五を第四十七條の六とする。

第四十七條の四第一項中「明瞭」を「明瞭に、」を「明瞭に、」に改め、同条を第四十七條の五とする。

第四十七條の三第一項中「こえる」を「超える」に、「前条第一項」を「第四十七條の二第一項」に、「附した」を「付した」に改め、同条を第四十七條の四とする。

第四十七條の二の次に次の一條を加える。
(限度超過車両の通行を誘導すべき道路の指定等)

第四十七條の三 国土交通大臣は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況その他の事情を勘案して、道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を図るため、限度超過車両の通行を特定の経路に誘導することが特に必要であると認められる場合において

は、当該経路を構成する道路管理者を異にする二以上の道路(高速自動車国道又は指定区間内の国道を含む場合に限る。第六項及び第七項において同じ。)について、区間を定め

て、限度超過車両の通行を誘導すべき道路として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

4 第二項の同意をした道路管理者は、直ちに、当該道路に係る前条第一項の許可(国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準に適合する車両に係るものに限る。以下この条において同じ。)の基準及び当該許可に係る審査のために必要な当該道路の構造に関する情報として国土交通省令で定めるもの(次項及び第六項において「許可基準等」という。)を国土交通大臣に提供しなければならない。

5 前項の道路管理者は、当該道路に係る許可基準等に変更があつたときは、直ちに、これを国土交通大臣に提供しなければならない。

6 前条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の申請が第一項の規定により指定された道路管理者を異にする二以上の道路に係るもので政令で定めるものであるときは、同条第一項の許可に関する権限は、国土交通大臣が行うものとする。この場合において、国土交通大臣は、指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に係る審査については、前二項の規定によりこれらの道路の道路管理者から提供された許可基準等に照らして、これを行わなければならない。

7 前項の規定により道路管理者を異にする二以上の道路について国土交通大臣が行う前条第一項の許可を受けようとする者は、手数料を国に納めなければならない。

8 前項の手数料の額は、実費を勘案して、政令で定める。

9 国土交通大臣は、第一項の規定により指定された道路の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)から第六項の規定により行つた当該道路に係る前条第一項の許可に

関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。
第五十一条を次のように改める。
(国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に係る工事に關する費用負担)

第五十一条 第十七条第六項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に關する工事に要する費用は、国が補助金相当額(都道府県又は市町村が自ら当該工事をを行うこととした場合に第五十六条の規定により国が当該都道府県又は市町村に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)を、当該都道府県又は市町村が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

2 第十七条第六項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の修繕に關する工事に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とする。

第五十二条第一項中「第四十九条又は第五十条を「前三条」に改める。
第五十三条第一項中「場合又は」を「場合、」に改め、「災害復旧を行う場合」の下に「又は都道府県道若しくは市町村道を構成する施設若しくは工作物の改築若しくは修繕に關する工事をを行う場合」を、「都道府県」の下に「又は市町村」を加え、「又は第四項」を「若しくは第四項又は第五十一条」に改める。
第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十五条第一項中「又は第五十条」を「から第五十一条まで」に改める。
第六十四条第二項中「収入」の下に「とし、第四十七条の三第七項の規定に基づき手数料は、国の収入を加える。
第七十一条第四項中「第四十七条の三第二項」を「第四十七条の四第二項」に改め、同条第五項

中「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の四第一項」に改める。
第七十二条の次に次の一条を加える。
(報告及び立入検査)

第七十二条の二 道路管理者は、第四十七条第二項及び第三項並びに第七十一条第一項(第四十七条第二項若しくは第三項又は第四十七条の二第一項の規定に係る場合に限る。)の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、限度超過車両の所在する場所若しくは限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者の事務所その他の事業場に立ち入り、限度超過車両の通行経路、通行時間その他の通行の方法の記録その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第七十七条第一項中「その他道路」を「道路の維持又は修繕の実施状況その他道路又は道路の管理の状況」に改める。
第九十一条第二項中「第四十七条の十」を「第四十七条の十一」に、「から第七十三条まで」を「第七十二条、第七十三条」に改める。
第一百一条第五号中「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の四第一項」に改め、同条第六号中「立入」を「立入り」に改める。
第一百二条第三号中「第四十七条の三第二項」を「第四十七条の四第二項」に改める。
第一百三十三号中「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の四第一項」に改める。

第四百四条を次のように改める。
第四百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第四十四条第四項又は第四十八条第二項(第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による道路管理者の命令に違反した者
二 第七十二条の二第二項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

(道路整備特別措置法の一部改正)
第二条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。
第四条中「第三項まで」の下に「若しくは第六項」を加える。
第八条第七項中「次条第一項第九号又は第十二号」を「次条第一項第十号又は第十三号」に改める。
第九条第一項中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。
六 道路法第二十二條の二の規定により維持修繕協定を締結すること。
第九条第九項中「第一項第九号」を「第一項第十号」に、「第一項第十二号」を「第一項第十三号」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条第十項中「第六号、第八号から第十号まで又は第十二号」を「第七号、第九号から第十一号まで又は第十三号」に改める。
第十四条中「第三項まで」の下に「若しくは第六項」を加える。
第十七条第一項中第二十七号を第二十八号とし、第五号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。
五 道路法第二十二條の二の規定により維持修繕協定を締結すること。
第十七条第二項中「同項第八号、第九号又は

により必要な報告をさせ、又はその職員に
立入検査をさせること。

第八條第一項中第二十八号を第二十九号と
第二十五号から第二十七号までを一旨ずつ
下げ、同項第二十四号中「第四十七條の七
項」を「第四十七條の八第一項」に改め、同

三 道路法第二十八条の二第二項の規定によ

第三十一条第一項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

道路法第二十八条の二第二項の規定によ

第三十五条中「第九条第一項第九号又は第七條第一項第十四号」を「第九条第一項第十号又は第十七條第一項第十五号」に改める。

第三十六条中「第十七条第一項第十七号」を

第四十条第一項中「第九条第一項第八号」を

「第十七条第一項第六号」を「第十七条第一項第七号」に、「第十七条第一項第十号」を「第十七条第一項第十一号」に改める。

第四十二條第三項中「第十七條第一項第十四

号」を「第十七条第一項第十五号」に改め、同条第四項中「第九条第一項第九号」を「第九条第一項第十号」に改める。

四号」を「第十七条第一項第二十五号」に改め

第三条 道路整備特別措置法の一部を次のように改正する。

第八條第一項第二十号中「第四十七條の四」を「第四十七條の五」に改め、同項中第三十一号を第三十三号とし、第三十号を第三十二号とし、第二十九号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十二 道路法第七十二条の二第一項の規定

二十三 道路法第四十七条の第三第二項の規定により協議し、同条第四項又は第五項の規定により許可基準等を提供し、及び同条第九項の規定により情報の提供を求めること。

を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七 道路法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

第四項及び第五項中「道路管理者」とあり、同条第六項中「これらの道路の道路管理者」とあり、並びに同条第九項中「第一項の規定により指定された道路の道路管理者」国土交通大臣である道路管理者を除く。」「とあるのは「機構等」と、

第八条第二項中、「第十四号又は第十五号」を第十四号、第十五号、第二十三号又は第三

第十七条第一項中第二十四号を第二十五号とし、第二十一号から第二十三号までを一号ずつ

号」に、「道路」を「道路」に、「限る」を「限る」に改め、同条第三項中「若しくは」を「」に改め、同条第四十七條の三第二項の規定により協議することに限る」を、「第二十三号若しくは第二十六号に掲げるもの」を、「第二十三号若しくは第二十七号に掲げるもの（同項第二十三号

繰り下げ、同項第二十号中「第四十七条の七第
一項」を「第四十七条の八第一項」に改め、同号
を同項第二十一号とし、同項第十九号中「第四
十七条の三」を「第四十七条の四」に改め、同号
を同項第二十号とし、同項第十八号の次に次の
一号を加える。

掲げる権限にあつては、道路法第四十七条の

十九 道路法第四十七条の三第二項の規定に

第二項の規定により協議することに限る。以この項において同じ。」に、「都道府県道又を『第一項第三十一号に掲げるもの又は都道

より協議し、同条第四項又は第五項の規定により許可基準等を提供し、及び同条第九項の規定により情報の提供を求めること。

「三号若しくは第二十七号」に改め、同条第

第二十号第二十号又は第二十号に於けるもの」を、第十九号、第二十三号又は第二十七号に於けるもの（同項第十九号に於ける権限を

八号まで又は第二十八号から第三十号まで」
第二十三号まで、第二十五号から第二十七

あつては、道路法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る。」に改め、同項た

「第九号から第三十号まで」を「第九号から

だし書中「同項第九号」を「前項第九号」に改める。

第三十二号まで」に改め、同条第五項中「第二十七号及び第三十号」を「第二十七号及び第三十二号」に改め、同条

第三十条第一項第六号及び第三十一条第一項第四号中「第四十七条の十第一項」を「第四十七条の十一第一項」に改める。

六項中「第二十六号又は第二十七号」を「第二

第五十四条の前の見出し中「適用」を「適用等」

特別措置法(平成七年法律第三十九号)第二条第

三項に規定する電線共同溝(第四条第一項において単に「電線共同溝」という。)に係るものに限る。)に密接に関連する事業を含む。)に改める。

第三項を次のように改める。

(国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に係る工事に関する費用負担の特例)

第三条 道路法第十七条第六項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事(都道府県又は市町村が自ら当該工事を行うこととした場合に前条の規定その他の同法以外の法律の規定(以下この条において「他法律の規定」という。)により国が当該工事に要する費用について補助することができ

る工事に限る。)に要する費用は、道路法第五十一条の規定にかかわらず、国が補助金相当額(都道府県又は市町村が自ら当該工事を行うこととした場合に他法律の規定により国が当該都道府県又は市町村に補助することができ

る金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)を、当該都道府県又は市町村が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(電線共同溝への電線の敷設工事に係る資金の貸付け)

第四条 国は、都道府県又は市町村が道路法第三十七條第一項の規定により指定された道路の区域において建設される電線共同溝に係る電線共同溝の占用予定者(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第五条第二項に規定する電線共同溝の占用予定者をいう。)に対し電線共同溝への電線の敷設工事(これに附帯する工事を含む。)に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、当該貸付けに必要な資金の一

部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができる。

2 前項に規定する国の貸付金及び同項の規定による国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する償還方法その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中道路法目次の改正規定(第二十八條を第二十八條の二に改める部分を除く。)、同法第四十七條の二の改正規定、同法第四十七條の十を同法第四十七條の十一とし、同法第四十七條の六から同法第四十七條の九までを一すすつ繰り下げる改正規定、同法第三章第四節中第四十七條の五を同法第四十七條の六とする改正規定、同法第四十七條の四とする改正規定、同法第四十七條の三第一項の改正規定、同法第四十七條の四とする改正規定、同法第四十七條の二の次に一條を加える改正規定、同法第六十四條第二項の改正規定、同法第七十一條第四項及び第五項の改正規定、同法第七十二條の次に一條を加える改正規定並びに同法第九十一條第二項、第一百一條第五号、第二百二條第三号、第二百三條及び第二百四條の改正規定並びに第三條の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四条の規定の施行前に国が貸付けを行った同条の規定による改正前の道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三條第一項又は第二項の規定による国の貸付金の償還については、なお従前の例による。ただし、附則第六條の規定による改正後の特別会計

に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第五十條の二の規定の適用については、この限りでない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(道路法の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 道路法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第十七條第六項」を「第十七條第七項」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第六条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百二條第二項第一号ハ中「若しくは第五十條第一項」を「第五十條第一項」に改め、「若しくは第四項」の下に「若しくは第五十一條第一項若しくは第二項」を、「第二十條第一項」の下に「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第三條」を加え、同号ト中「第二十條第一項」の下に「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第四條第一項」を加える。

附則第十二條中「及び附則第五十條の二第一項の規定による国債整理基金特別会計から道路整備勘定への繰入金」を削る。

附則第五十條の二第三項中「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三條第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金」を「第一項に規定する貸付金(以下この条において「旧貸付金」という。)」に、「当該貸付金」

を「当該旧貸付金」に改め、同条第四項中「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三條第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金」を「旧貸付金」に、「翌年度において第一項の規定による国債整理基金特別会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第五項中「第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金又は道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三條第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金」を「旧貸付金」に改め、「それぞれその繰入れをした年度又は」を削り、「同勘定の歳入」を「道路整備勘定の歳入」に改め、同条第六項を削る。

審査報告書

港湾法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年五月二十八日
国土交通委員長 石井 準一
参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、非常災害時における船舶の交通の確保に資するよう、障害物の除去を行うことにより啓開できる航路を定めることができることとするともに、海上運送の効率化に資するばら積み貨物の輸入拠点を形成するため、国土交通大臣が指定した港湾における港湾施設の整備等に係る協定制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律施行に伴い、平成二十五年年度社会資本

整備事業特別会計予算(港湾勘定)において、五億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 東北地方太平洋沖地震の被害が港湾において甚大であったことを踏まえ、首都直下地震、南海トラフの巨大地震等が発生した場合における市民生活や産業活動に与える影響を最小限に留めることができるよう、港湾において防災・減災のための措置に万全を期すること。

二 被災港湾において関係者間の連携が十分に行われず物流機能の復旧に時間を要したという東日本大震災の教訓を踏まえ、関係者の意見を十分聴くなど、その協働により港湾事業継続計画の策定を全国的に進め、非常災害時における港湾物流機能の維持と早期復旧が図られるよう最善を尽くすこと。また、港湾広域防災協議会の活用等により港湾事業継続計画に他港との連携体制が盛り込まれるようにする等、広域的な視点に立つた港湾間のバックアップ体制の構築・強化に努めること。

三 港湾施設の適切な維持管理・更新が、国民の生命や財産を守るとともに、我が国を支える臨海部立地産業の競争力強化にも資することに鑑み、老朽化の現状把握に一層努めるとともに、港湾管理者及びコンビナート等において港湾施設を管理する民間事業者が港湾施設の老朽化対策を適切に実施できるよう必要な支援を行うこと。

四 輸入ばら積み貨物の海上輸送の共同化の推進が港湾の秩序の確立に混乱を生じさせないよう特定港湾管理者への助言に努めるとともに、問題が生じた場合には、関係者の意見を十分聴いた上、必要に応じ、適切に対処すること。また、港湾の秩序ある運営と安全確保のために、

適正な料金設定、雇用の安定、職域の確保、福利厚生等の増進等を図り、良好な労働条件が確保されるよう努めること。
右決議する。

港湾法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十五年五月十五日

参議院議長 平田 健二殿
衆議院議長 伊吹 文明

港湾法の一部を改正する法律案
港湾法の一部を改正する法律

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。
第二条第八項中「及び船舶の航行の安全を並びに船舶の航行の安全及び待避」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定貨物輸入拠点港湾の指定)
第二条の二 国土交通大臣は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾であつて、主として輸入されるばら積み貨物(以下「輸入ばら積み貨物」という。)の海上運送の用に供され、又は供されることとなる国土交通省令で定める規模その他の要件に該当する埠頭(以下この項及び第五十条の六第二項第三号において「特定貨物取扱埠頭」という。)を有するもののうち、輸入ばら積み貨物の取扱量その他の国土交通省令で定める事情を勘案し、当該特定貨物取扱埠頭を中核として輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する当該国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の効果的な利用の推進を図ることが我が国産業の国際競争力の強化のために特に重要なものを、特定貨物輸入拠点港湾として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をし

たときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の特定貨物輸入拠点港湾(以下単に「特定貨物輸入拠点港湾」という。)について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特定貨物輸入拠点港湾について指定を取り消すものとする。

4 第二項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

第五十条の四第一項中「(以下この条において「協議会」という。)」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項から第四項までの規定は、国際戦略港湾運営効率化協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「次条第一項及び同条第二項において準用する前二項」と読み替へるものとする。

第五十条の四第三項及び第四項を削り、同条を第五十条の五とし、同条の次に次の十条を加える。

(特定利用推進計画)
第五十条の六 特定貨物輸入拠点港湾の港湾管理者(以下「特定港湾管理者」という。)は、当該特定貨物輸入拠点港湾について、輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する特定貨物輸入拠点港湾の効果的な利用の推進を図るための計画(以下「特定利用推進計画」という。)を作成することができる。

2 特定利用推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する特定貨物輸入拠点港湾の効果的な利用の推進に関する基本的な方針

二 特定利用推進計画の目標

三 前号の目標を達成するために行う特定貨物取扱埠頭の機能の高度化を図る事業(次項及び第五十条の八第一項において「特定貨物取扱埠頭機能高度化事業」という。)その他の事業及びその実施主体に関する事項

四 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する他の港湾との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、特定利用推進計画の実施に關し当該特定港湾管理者が必要と認める事項

前項第三号に掲げる事項には、特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。

一 第三十七條第一項の許可を要する行為に関する事項

二 第三十八條の二第一項又は第四項の規定による届出を要する行為に関する事項

三 第五十四條の三第七項の規定による貸付けを受け行う同条第一項に規定する特定埠頭の運営の事業に関する事項

4 特定利用推進計画は、基本方針に適合したものでなければならない。

5 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第二項第三号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

6 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第二項第四号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、同号の他の港湾の港湾管理者に協議しなければならない。

7 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第三項第三号に掲げる事項を定めようとする場合において、当該事項に係る第五十四條の三第一項に規定する特定埠頭が次に掲げる港湾施設を含むものであるときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。

一 国有財産法第三條第二項に規定する行政財産である港湾施設

二 その工事の費用を国が負担し、又は補助した地方自治法第二百三十八條第四項に規定する行政財産である港湾施設

8 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第三項第三号に掲げる事項を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該事項の内容を公衆の縦覧に供することその他の第五十四条の第三項の規定による貸付けが公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。 9 特定港湾管理者は、特定利用推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣、第二項第三号の実施主体及び同項第四号の他の港湾の港湾管理者に、特定利用推進計画を送付しなければならない。 10 国土交通大臣は、前項の規定により特定利用推進計画の送付を受けたときは、特定港湾管理者に対し、必要な助言をすることができ、 11 第五項から前項までの規定は、特定利用推進計画の変更について準用する。 (特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会) 第五十条の七 特定利用推進計画を作成しようとする特定港湾管理者は、特定利用推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。	5 国土交通大臣は、特定利用推進計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができ、 6 第五十条の四第三項及び第四項の規定は、協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の七第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第五十条の七第一項から第五項まで及び同条第六項において準用する前項」と読み替えるものとする。 (港湾区域内の工事等の許可等の特例) 第五十条の八 第五十条の六第三項第一号又は第三号に掲げる事項が定められた特定利用推進計画が同条第九項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施主体に対する第三十七条第一項の許可又は第五十四条の第三項第二項の認定があつたものとみなす。 2 第五十条の六第三項第二号に掲げる事項が定められた特定利用推進計画が同条第九項の規定により公表されたときは、第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出があつたものとみなす。 (共同化促進施設協定の締結等) 第五十条の九 特定利用推進計画に定められた第五十条の六第二項第三号に掲げる事項に係る輸入ばら積み貨物の積卸し、保管又は荷さばきの共同化を促進するために必要な港湾施設として国土交通省令で定めるもの(以下この条において「共同化促進施設」という。)の施設所有者等(当該共同化促進施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次項において同じ。)を有する者をいう。以下同じ。)は、その全員の合意により、当該共同化促進施設の整備又は管理に関する協定を締結すること	2 特定利用推進計画に定められた第五十条の六第二項第三号に掲げる事項に係る建設が予定されている共同化促進施設又は建設中の共同化促進施設の施設所有者等となろうとする者、当該共同化促進施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下「予定施設所有者等」という。は、その全員の合意により、当該共同化促進施設の整備又は管理に関する協定を締結することができる。 3 第一項又は前項に規定する協定(以下「共同化促進施設協定」という。)においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 共同化促進施設協定の目的となる共同化促進施設(以下「協定共同化促進施設」という。) 二 次に掲げる協定共同化促進施設の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの イ 協定共同化促進施設を構成する荷さばき施設、保管施設その他の港湾施設の規模、構造又は用途に関する基準 ロ 協定共同化促進施設を構成する荷さばき施設、保管施設その他の港湾施設の整備又は管理に要する費用の負担の方法 ハ その他協定共同化促進施設の整備又は管理に関する事項 三 共同化促進施設協定の有効期間 四 共同化促進施設協定に違反した場合の措置 4 共同化促進施設協定は、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。 (認可の申請に係る共同化促進施設協定の縦覧等) 第五十条の十 特定港湾管理者は、前条第四項の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該共同化促進施設協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。 2 前項の規定による公告があつたときは、関係	人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該共同化促進施設協定について、特定港湾管理者に意見書を提出することができる。 (共同化促進施設協定の認可) 第五十条の十一 特定港湾管理者は、第五十条の九第四項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。 一 申請手続が法令に違反しないこと。 二 協定共同化促進施設の利用を不当に制限するものでないこと。 三 第五十条の九第三項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 2 特定港湾管理者は、第五十条の九第四項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該共同化促進施設協定を当該特定港湾管理者の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定共同化促進施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定共同化促進施設である旨又は協定共同化促進施設が当該区域内に存する旨を明示しなければならない。 (共同化促進施設協定の変更) 第五十条の十二 協定共同化促進施設の施設所有者等又は予定施設所有者等は、共同化促進施設協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。 2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。 (共同化促進施設協定の効力) 第五十条の十三 第五十条の十一第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあつた共同化促進施設協定は、その公告のあつた後において当該協定共同化促進施設の施設所有者等又は予定施設所有者等と
--	---	---	--

なつた者に対しても、その効力があるものとす
る。

(共同化促進施設協定の廃止)

第五十条の十四 協定共同化促進施設の施設所有
者等又は予定施設所有者等は、第五十条の九第
四項又は第五十条の十二第一項の認可を受けた
共同化促進施設協定を廃止しようとする場合に
おいては、その過半数の合意をもつてその旨を
定め、特定港湾管理者の認可を受けなければな
らない。

2 特定港湾管理者は、前項の認可をしたとき
は、その旨を公告しなければならない。

(借主の地位)

第五十条の十五 共同化促進施設協定に定める事
項が協定共同化促進施設の借主の権限に係る場
合においては、その共同化促進施設協定につい
ては、当該協定共同化促進施設の借主を施設所
有者等とみなして、第五十条の九から前条まで
の規定を適用する。

第五十条の三の次に次の一条を加える。

(港湾広域防災協議会)

第五十条の四 国土交通大臣、港湾管理者の長そ
の他の関係行政機関の長又はこれらの指名する
職員は、港湾管理者を異にする二以上の港湾に
ついて、これらの港湾相互間の広域的な連携に
よる災害時における港湾の機能の維持に関し必
要な協議を行うため、港湾広域防災協議会(以
下この条において「協議会」という。)を組織す
ることができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、その
構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、
資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な
協力を求めることができる。

3 第一項の協議を行うための会議において協議
が調つた事項については、協議会の構成員は、
その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に
関し必要な事項は、協議会が定める。

第五十五条の三の二の次に次の二条を加える。

(国土交通大臣による開発保全航路内の物件の
使用等)

第五十五条の三の三 国土交通大臣は、非常災害
が発生し、船舶の交通に支障が生じている場合
において、緊急輸送の用に供する船舶の交通を
確保するためやむを得ない必要があるときは、
開発保全航路の区域のうち、非常災害が発生し
た場合の船舶の交通を確保するために特に必要
があるものとして国土交通省令で定めた区域内
において、船舶、船舶用品その他の物件を使用
し、収用し、又は処分することができる。

(緊急確保航路内の禁止行為等)

第五十五条の三の四 何人も、緊急確保航路(非
常災害が発生した場合において、港湾区域、開
発保全航路及び河川区域以外の水域における船
舶の交通を緊急に確保する必要があるものとし
て政令でその区域を定めた航路をいう。以下同
じ。)内において、みだりに、船舶、土石その他
の物件で国土交通省令で定めるものを捨て、又
は放置してはならない。

2 緊急確保航路内において、水域を工作物の設
置等により占用し、又は土砂を採取しようとし
る者は、国土交通大臣の許可を受けなければな
らない。

3 国土交通大臣は、前項の行為が非常災害が発
生した場合における船舶の交通に支障を与える
ものであるとき、又は非常災害が発生した場合
における沈没物その他の物件の除去に著しく支
障を与えるものであるときは、許可をしてはな
らない。

4 第三十七条第三項の規定は、前二項の場合に
準用する。

5 国土交通大臣は、非常災害が発生し、船舶の
交通に支障が生じている場合において、緊急輸
送の用に供する船舶の交通を確保するためやむ
を得ない必要があるときは、緊急確保航路内
において、船舶、船舶用品その他の物件を使用

し、収用し、又は処分することができる。

第五十五条の四第一項中「又は前条第七項」を
「第五十五条の三の二第七項、第五十五条の三
の三又は前条第五項」に改める。

第五十六条の前の見出し中「定の」を「定め」に
改め、同条第一項中「定の」を「定め」に改め、
「開発保全航路」の下に「及び緊急確保航路」を加
え、「埋立」を「埋立て」に改める。

第五十六条の二第二項中「開発保全航路」の下に
「及び緊急確保航路」を加える。

第五十六条の二の二第一項中「この項及び次項
において」を削り、同条第四項を同条第五項と
し、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を
同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加
える。

2 前項の規定による技術基準対象施設の維持
は、定期的に点検を行うことその他の国土交通
省令で定める方法により行わなければならない。
い。

第五十六条の二の三第一項及び第二項第三号中
「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第五十六条の二の二十第一項中「第五十六条の
二の二第二項」を「第五十六条の二の二第三項」に
改め、同条の次に次の二条を加える。

(特定技術基準対象施設を管理する者に対する
勧告等)

第五十六条の二の二十一 港湾管理者は、技術基
準対象施設であつて、外郭施設その他の非常災
害により損壊した場合において船舶の交通に支
障を及ぼすおそれのあるものとして国土交通省
令で定めるもの(以下「特定技術基準対象施設」
という。)のうち、港湾管理者以外の者(国及び
地方公共団体を除く。第五十六条の五第三項に
おいて同じ。)が管理するものが、技術基準に適
合しなかり、かつ、非常災害により損壊した
場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼす
おそれがあると認められるときは、当該特定技
術基準対象施設を管理する者に対し、必要な措

置をとるべきことを勧告することができる。

2 港湾管理者は、前項の規定による勧告を受け
た者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措
置をとらなかつたときは、その者に対し、その
勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが
できる。

(国土交通大臣への報告等)

第五十六条の二の二十二 国土交通大臣は、港湾
管理者に対し、その管理する港湾における特定
技術基準対象施設の維持管理の状況に関し必要
な報告を求め、又は技術的な援助をすることが
できる。

第五十六条の四第一項第一号イ中「又は第二項」
を「若しくは第二項又は第五十五条の三の四第一
項若しくは第二項」に改め、同項第二号及び第三
号中「第四十三号の八第二項」の下に「第五十五
条の三の四第二項」を加える。

第五十六条の五第一項中「第四十三号の八第二
項」の下に「第五十五条の三の四第二項」を加
え、同条第四項中「第一項又は第二項」を「第一項
から第三項まで」に改め、同項を同条第五項と
し、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同
項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項
を加える。

3 港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度
において、国土交通省令で定めるところによ
り、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施
設を管理するものに対し、当該特定技術基準対
象施設の維持管理の状況に関し報告を求め、又
はその職員に、当該特定技術基準対象施設を管
理する者の事務所若しくは事業場に立ち入り、
当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況若
しくは当該特定技術基準対象施設、帳簿、書類
その他の物件を検査させることができる。

第五十九条第二項中「第四十一号第一項」の下に
「第五十六条の二の二十一第二項」を加え、「基
く」を「基づく」に改める。

第六十一条第四項第一号中「第四十三号の八第

二項」の下に「第五十五条の三の四第二項」を加え、同項第二号中「第四十三條の八第一項」の下に「第五十五条の三の四第一項」を加え、同条第八項第五号中「第五十六条の五第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の次に一条を加える改正規定、第五十条の四を第五十条の五とし、同条の次に十條を加える改正規定(第五十条の四を第五十条の五とする部分を除く)並びに第五十六条の二の二、第五十六条の二の三第一項及び第二項第三号並びに第五十六条の二の二十第一項の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 第五十六条の二の二十の次に二條を加える改正規定、第五十六条の五の改正規定(同条第一項の改正規定を除く)並びに第五十九条第二項及び第六十一条第八項第五号の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)
第二条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の港灣法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)
第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十

五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二百二十七号の二中「第五十六条の二の二第二項」を「第五十六条の二の二第三項」に改める。

投票者氏名

日程第一 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
一九四名

足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	池口 修次君
石橋 通宏君	一川 保夫君
岩本 司君	江崎 孝君
江田 五月君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	尾辻かな子君
大河原雅子君	大久保 勉君
大野 元裕君	加賀谷 健君
加藤 敏幸君	金子 恵美君
金子 洋一君	川合 孝典君
北澤 俊美君	郡司 彰君
小西 洋之君	小林 正夫君
小見山幸治君	奥石 東君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	田城 郁君
田中 直紀君	武内 則男君
谷 博之君	玉置 一弥君
樽井 良和君	シレン マルケ君
津田弥太郎君	徳永 エリ君
轟木 利治君	那谷屋正義君
直嶋 正行君	中谷 智司君
難波 獎二君	西村まさみ君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
林 久美子君	広田 一君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤谷 光信君	藤原 正司君

前川 清成君	前田 武志君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
松井 孝治君	水岡 俊一君
安井美沙子君	柳澤 光美君
柳田 稔君	山根 隆治君
吉川 沙織君	蓮 舫君
青木 一彦君	赤石 清美君
有村 治子君	石井 準一君
石井 浩郎君	石井みどり君
磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君
猪口 邦子君	岩井 茂樹君
岩城 光英君	宇都 隆史君
上野 通子君	江島 潔君
衛藤 晟一君	尾辻 秀久君
大家 敏志君	岡田 直樹君
岡田 広君	加治屋義人君
片山さつき君	金子原二郎君
川口 順子君	岸 宏一君
北川イツセイ君	熊谷 大君
小泉 昭男君	小坂 憲次君
鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	佐藤ゆかり君
山東 昭子君	末松 信介君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	高階恵美子君
谷川 秀善君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	中川 雅治君
中曾根弘文君	中西 祐介君
中原 八一君	二之湯 智君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	長谷川 岳君
長谷川大紋君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
古川 俊治君	牧野たかお君
松下 新平君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
丸山 和也君	三原じゅん子君

反対者氏名

水落 敏栄君	溝手 顕正君
宮沢 洋一君	山崎 力君
山谷えり子君	吉田 博美君
若林 健太君	脇 雅史君
渡辺 猛之君	荒木 清寛君
石川 博崇君	魚住裕一郎君
加藤 修一君	草川 昭三君
白浜 一良君	竹谷とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君
西田 実仁君	浜田 昌良君
松 あきら君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	渡辺 孝男君
江口 克彦君	小野 次郎君
川田 龍平君	行田 邦子君
柴田 巧君	寺田 典城君
中西 健治君	藤巻 幸夫君
真山 勇一君	松田 公太君
水野 賢一君	山田 太郎君
佐藤 公治君	主濱 了君
谷 亮子君	はた ともこ君
広野ただし君	藤原 良信君
森 ゆうこ君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
田村 智子君	大門実紀史君
山下 芳生君	亀井亜紀子君
谷岡 郁子君	平山 誠君
舟山 康江君	福島みずほ君
又市 征治君	山内 徳信君
吉田 忠智君	片山虎之助君
中山 恭子君	荒井 広幸君
舩添 要一君	川崎 稔君
自見庄三郎君	浜田 和幸君
山崎 正昭君	横峯 良郎君

○名

日程第二 道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一九四名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 池口 修次君
石橋 通宏君 一川 保夫君
岩本 司君 江崎 孝君
江田 五月君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 尾辻かな子君
大河原雅子君 大久保 勉君
大野 元裕君 加賀谷 健君
加藤 敏幸君 金子 恵美君
金子 洋一君 川合 孝典君
北澤 俊美君 郡司 彰君
小西 洋之君 小林 正夫君
小見山幸治君 興石 東君
斎藤 嘉隆君 櫻井 充君
芝 博一君 田城 郁君
田中 直紀君 武内 則男君
谷 博之君 玉置 一弥君
樽井 良和君 シシマルテ君
津田弥太郎君 徳永 エリ君
藤木 利治君 那谷屋正義君
直嶋 正行君 中谷 智司君
難波 獎二君 西村まさみ君
羽田雄一郎君 白 眞勲君
林 久美子君 広田 一君
福山 哲郎君 藤末 健三君
藤谷 光信君 藤原 正司君
前川 清成君 前田 武志君
牧山ひろえ君 増子 輝彦君
松井 孝治君 水岡 俊一君
安井美沙子君 柳澤 光美君
柳田 稔君 山根 隆治君
吉川 沙織君 蓮 昉君
青木 一彦君 赤石 清美君
有村 治子君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井みどり君

磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君
岩城 光英君 上野 通子君
上野 晟一君 衛藤 晟一君
大家 敏志君 岡田 広君
岡田 広君 片山さつき君
川口 順子君 北川イッセイ君
小泉 昭男君 小泉 祥肇君
鴻池 正久君 佐藤 正久君
佐藤 昭子君 山東 昭二君
鈴木 政二君 関口 昌一君
関口 昌一君 谷川 秀善君
鶴保 庸介君 中曾根弘文君
中原 八一君 西田 昌司君
野村 哲郎君 長谷川大紋君
藤井 基之君 古川 俊治君
松村 新平君 松村 龍二君
丸山 和也君 水落 敏栄君
宮沢 洋一君 山谷えり子君
若林 健太君 渡辺 猛之君
石川 博崇君 加藤 修一君
白浜 一良君 谷合 正明君
西田 実仁君 西田 実仁君

松 あきら君 山口那津男君
山本 香苗君 山本 博司君
横山 信一君 渡辺 孝男君
江口 克彦君 小野 次郎君
川田 龍平君 行田 邦子君
柴田 巧君 寺田 典城君
中西 健治君 藤巻 幸夫君
真山 勇一君 松田 公太君
水野 賢一君 山田 太郎君
佐藤 公治君 主濱 了君
谷 亮子君 はた ともこ君
広野ただし君 藤原 良信君
森 ゆうこ君 井上 哲士君
市田 忠義君 紙 智子君
田村 智子君 大門実紀史君
山下 芳生君 亀井重紀子君
谷岡 郁子君 平山 誠君
舟山 康江君 福島みずほ君
又市 征治君 山内 徳信君
吉田 忠智君 片山虎之助君
中山 恭子君 荒井 広幸君
舛添 要一君 川崎 稔君
自見庄三郎君 浜田 和幸君
山崎 正昭君 横峯 良郎君

反対者氏名

〇名

日程第三 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一八八名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 池口 修次君
石橋 通宏君 一川 保夫君
岩本 司君 江崎 孝君
江田 五月君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 尾辻かな子君
大河原雅子君 大久保 勉君
大野 元裕君 加賀谷 健君

加藤 敏幸君 金子 恵美君
金子 洋一君 川合 孝典君
北澤 俊美君 郡司 彰君
小西 洋之君 小林 正夫君
小見山幸治君 興石 東君
斎藤 嘉隆君 櫻井 充君
芝 博一君 田城 郁君
田中 直紀君 武内 則男君
谷 博之君 玉置 一弥君
樽井 良和君 徳永 エリ君
津田弥太郎君 シシマルテ君
直嶋 正行君 那谷屋正義君
難波 獎二君 中谷 智司君
羽田雄一郎君 西村まさみ君
林 久美子君 白 眞勲君
福山 哲郎君 広田 一君
藤谷 光信君 藤末 健三君
前川 清成君 藤原 正司君
牧山ひろえ君 前田 武志君
松井 孝治君 増子 輝彦君
安井美沙子君 水岡 俊一君
柳田 稔君 柳澤 光美君
吉川 沙織君 山根 隆治君
青木 一彦君 赤石 清美君
有村 治子君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井みどり君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君
岩城 光英君 上野 通子君
上野 晟一君 衛藤 晟一君
大家 敏志君 岡田 直樹君
岡田 広君 加治屋義人君
片山さつき君 金子原二郎君
川口 順子君 岸 宏一君
北川イッセイ君 熊谷 大君
小泉 昭男君 小坂 憲次君

平成二十五年五月二十九日 参議院会議録第二十四号 投票者氏名 質問主意書及び答弁書

鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	佐藤ゆかり君
山東 昭子君	末松 信介君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	高階恵美子君
谷川 秀善君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	中川 雅治君
中曾根弘文君	中西 祐介君
中原 八一君	二之湯 智君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	長谷川 岳君
長谷川大紋君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
古川 俊治君	牧野たかお君
松下 新平君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
丸山 和也君	三原じゅん子君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
宮沢 洋一君	山崎 力君
山谷えり子君	吉田 博美君
若林 健太君	脇 雅史君
渡辺 猛之君	荒木 清寛君
石川 博崇君	魚住裕一郎君
加藤 修一君	草川 昭三君
白浜 一良君	竹谷とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君
西田 実仁君	浜田 昌良君
松 あきら君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	渡辺 孝男君
江口 克彦君	小野 次郎君
川田 龍平君	行田 邦子君
柴田 巧君	寺田 典城君
中西 健治君	藤巻 幸夫君
真山 勇一君	松田 公太君
水野 賢一君	山田 太郎君
佐藤 公治君	主濱 了君
谷 亮子君	はた とも君

反対者氏名	賛成者氏名
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	田村 智子君
大門実紀史君	山下 芳生君
山崎 正昭君	横峯 良郎君
森 ゆうこ君	亀井亜紀子君
谷岡 郁子君	平山 誠君
舟山 康江君	福島みずほ君
又市 征治君	山内 徳信君
吉田 忠智君	片山虎之助君
中山 恭子君	荒井 広幸君
舩添 要一君	川崎 稔君
自見庄三郎君	浜田 和幸君
山崎 正昭君	横峯 良郎君

向精神薬の子どもへの投与に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年五月十七日

参議院議長 平田 健二殿

加賀谷 健

向精神薬の子どもへの投与に関する質問主意書

麻薬と同じような構造式を持つものもある危険な向精神薬が子どもたちにも投与され、その命と健康が脅かされている。私は二〇〇九年五月十四日に「発達障害の子どもたちへの投与に関する質問主意書」を提出し、政府に実態の把握や対応を求めてきた。しかし残念なことに向精神薬の不適切な投与による子ども被害はNHKをはじめとする報道機関でも度々取り上げられるなどむしろ深刻化していると考ええる。

そこで、以下のとおり質問する。

一 先に述べた質問主意書に対する答弁書(内閣

参質一七一第一六三号)の中で政府は「発達障害の原因は未解明である」とし、また注意欠陥多動性障害(以下「ADHD」という。)の治療としてコンサータ錠など向精神薬を投与することに ついて「ADHDの原因が未解明であるため、現時点で効能又は効果が生ずる機序を説明することは困難である」と答弁しているが、この政府の見解は現在でも変わらないか。また見解が変わったとすればどのような理由が示されたか。

二 NHKは二〇一二年六月十三日放送のクロージングで「現代で『薬漬け』になりたくない向精神薬をのむ子ども」と題し、この問題を取り上げた。この中で、国立精神・神経医療研究センターが、どんな薬を何歳からどれだけの量を与えていたかを、全国の精神科・小児科医を対象に調査したところ、薬物の開始年齢は小学校低学年までが七割を超え、また発達障害の症状がある小学校低学年までの子どもに対し、向精神薬を処方している専門医が全国で七割に達しているとしている。この報道の内容は事実か。また、同センターの調査の目的と概要を示されたい。

三 前記二のように危険な向精神薬が子どもに投与されている実態について政府としてどのような問題意識を持っているのか。

四 前記二の問題について、更なる調査と早急な対策が必要と考えるが、政府の見解を示されたい。

五 厚生労働省は本年三月二十九日に「選択的セロトニン再取り込み阻害薬(SSRI)など六種類の抗うつ剤について「小児等への投与は慎重に」と関係団体に通知し、医薬品の添付文書の改訂を要請した。しかし、この添付文書は医師や薬剤師向けで患者にまでいきわたらないのが実態と考える。生命、健康に関わる重要な注意喚起部分についても患者自身がホームページで調べない限り、その情報のすべてを知ること

はできない。また、最近患者に手渡される「薬剤情報提供書」においても十分な情報が提供されていないと考える。

先の厚生省の通知も医療関係者には伝わるよう要請されているが、患者や家族にまでは知らせるようには要請されていない。薬事法の趣旨に則り、分かりやすい表記で添付文書の重要事項が患者等に伝わるようにすべきと考えるが、政府の考え方を示されたい。

右質問する。

平成二十五年五月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員加賀谷健君提出向精神薬の子どもへの投与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加賀谷健君提出向精神薬の子どもへの投与に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十一年五月二十二日内閣参質一七一第一六三号)三についてで答えました「発達障害の原因は未解明であるが、一部の発達障害について、遺伝子及び環境要因との関連を示唆する研究結果があるものと承知している」との見解及び「コンサータ錠については、承認申請の際に提出された資料において、ADHDの患者の行動に改善が見られたとの報告があったところであるが、ADHDの原因が未解明であるため、現時点で効能又は効果が生ずる機序を説明することは困難である」との見解に変わりはない。

二 について

お尋ねの報道については、平成二十二年次から平成二十四年度にかけて独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行った「発達障害の診断および治療法開発に関する臨床研究」の

分担研究である「自閉性症状の薬物治療を進めるための臨床研究の確立」(以下「分担研究」という。)において、小児の自閉性障害に付随する精神神経症状に対する薬物療法の実態調査等を目的として、発達障害を専門に診療している小児神経専門医及び日本児童青年精神医学会、現在の一般社団法人日本児童青年精神医学会の認定医を対象に行ったアンケート調査に関するものと承知しており、分担研究の報告書によると、当該アンケート調査に回答のあった医師のうち、自閉性障害児に対して向精神薬等による薬物療法を行っていた者は七十三パーセントであり、そのうち小学校低学年までに薬物療法を開始していた者は七十五パーセントである。

三及び四について
政府としては、発達障害及び精神疾患を有する小児の患者の治療に当たっては、当該小児の患者の病状、生活環境等を把握した上で、向精神薬についてはその必要性等を適切に判断した上で投与する等、治療方法を適切に選択すべきものと考えている。

また、二十歳未満の者に対する向精神薬の処方実態については、平成二十五年厚生労働科学研究費補助金による「向精神薬の処方実態に関する研究」において調査を行うこととしており、その結果を踏まえ、必要な対応について検討してまいりたい。

五について

医療用医薬品の添付文書については、当該医療用医薬品の適正な使用のために必要な情報を医師、薬剤師等の医薬関係者に対して提供するものとして作成するものであり、その内容については、医薬関係者から患者及びその家族(以下「患者等」という。)に対して説明が行われることが基本であるが、厚生労働省においては、医療用医薬品の製造販売業者に対して、医薬関係者による説明に資するよう、医薬関係者が患者等に対して説明を行う場合に使用する資材(以

下「資材」という。)の作成を必要に応じて指導するとともに、特に患者等に対して注意喚起すべき適正な使用のために必要な情報を有する医療用医薬品については、当該医療用医薬品の添付文書の内容を高校生程度の者が理解できる用語を使用して分かりやすく説明した「患者向医薬品ガイド」(以下「ガイド」という。)を作成し、患者等がインターネットを介して直接入手できるようにすることを指導している。

御指摘の抗うつ剤の添付文書の改訂の要請については、その内容を同省のホームページに掲載することにより、広く国民に対して周知を図ったほか、当該抗うつ剤の製造販売業者に対して、医薬関係者から患者等に対して適切な説明が行われるよう、添付文書の改訂を踏まえた資材の改訂等を指導するとともに、ガイドの改訂についても指導したところである。

同省としては、こうした取組を通じて、御指摘の抗うつ剤を含め、医療用医薬品の適正な使用のために必要な情報が患者等に対して分かりやすく伝えられるよう、努めてまいりたい。